

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

発出年月日：平成 27 年 9 月 29 日

文書番号：沖縄県公安委員会告示第 145 号

公表範囲：全文

(趣旨)

第 1 条 この告示は、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「探偵業法」という。）に基づく行政処分を行った場合等における公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる行政処分)

第 2 条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、指示については、過去 3 年以内に指示を受け、又は過去 5 年以内に公表対象処分（指示を除く。）を受けた者に対するものに限る。

- (1) 警備業法に基づく次に掲げる行政処分
 - ア 第 8 条の規定による認定の取消し
 - イ 第 48 条の規定による指示
 - ウ 第 49 条第 1 項の規定による営業停止命令
 - エ 第 49 条第 2 項の規定による営業廃止命令
- (2) 探偵業法に基づく次に掲げる行政処分
 - ア 第 14 条の規定による指示
 - イ 第 15 条第 1 項の規定による営業停止命令
 - ウ 第 15 条第 2 項の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第 3 条 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定証番号又は探偵業届出証明書番号
- (2) 公表対象処分を受けた者（以下「被処分者」という。）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第 4 条 公安委員会は、公表対象処分を行った場合は、次の各号に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 沖縄県警察本部警察情報センターに別記様式を備え付け、閲覧に供する方法
- (2) 沖縄県公安委員会及び沖縄県警察のホームページに別記様式を掲載する方法

(他の公安委員会への送付)

第5条 公安委員会が営業停止処分を行った場合において、被処分者の主たる営業所が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該公安委員会に別記様式の写しを送付するものとする。

(他の公安委員会における営業停止命令の公表)

第6条 公安委員会は、他の公安委員会から主たる営業所が沖縄県内に所在する者に対し営業停止命令を行った旨の通知を受けたときは、当該通知の内容を第4条の方法で公表するものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この告示は、平成27年9月29日から施行する。

別記様式（第4条関係）

[別紙参照]

様式等省略